平成30年度各部の重点取組の取組結果

部(局)名	福祉部		
部(局)長名	後藤 仁		
理事名	宮田 信樹 (福祉指導監査担当)		

【基本姿勢】

福祉に関する施策は、基礎自治体が担うべき役割の中で、最も重要であり、基本となるものです。

「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」に基づき、市民、事業者とともに、 高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことができ るまちづくりに取り組みます。

団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年を見据えて、住まい・医療・介護・予防・生活支援の各サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムのあるべき姿を念頭に、中長期的な視点で福祉施策を推進します。

福祉を支える地域の様々な力と連携し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たす中で、地域の実情に応じた福祉施策を総合的に推進します。

【達成度について】

A:達成 (設定した目標を達成することができた。)

B:一部達成(設定した目標の一部のみ達成することができた。)

C: 未達成 (目標達成に向け取り組んだものの、目標達成には至らなかった。)

【重点課題】

	重点課題	平成30年度 達成状況
1	災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の推進	А
2	生活困窮世帯の子供に対する寄り添い型学習支援の推進	Α
3	介護保険制度の安定的な運営	А
4	高齢者の地域での暮らしを支える取組	В
5	障がい者相談支援体制の再構築	А

重点課題 1 災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の推進

全体の達成度 人 達成

目指すべき方向(中期的な目標)

誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、災害時要援護者支援の充実を図ります。

活動目標

地域支援組織と災害時要援護 者支援に関する協定の締結を進め、災害時要援護者名簿を地域 へ提供することにより、平常時 からの活動を支援します。

福祉避難所運営調整会議を定期的に開催し、諸課題についての検討を行います。災害時に福祉避難所として機能が果たせるように関係室課と連携し、充実を図ります。

具体的な取組実績

各地区に対して、防災に関する取組や、災害時要援護者名簿に対するアンケート調査を実施しました。

地域福祉市民フォーラムにおいて、災害時要援護者支援制度の現状の説明や、先進的な取組を行っている地区の事例を紹介しました。

福祉避難所運営調整会議を2回開催し、諸課題についての検討や情報の共有を図りました。

福祉避難所の緊急時における連絡先の整備を行いました。

福祉避難所の指定を行いました。



達成目標

地域支援組織と災害時要援護 者支援に関する協定の締結を進 め、平常時から支援体制の構築 を図ります。

災害時に福祉避難所としての機能が果たせるように充実を図ります。



新たに1地区と協定を締結し、協定締結数は6地区となりました。

地域福祉市民フォーラムにおいて、支援体制の構築を図るために、先進的な取組を行っている地区の事例の紹介を行いました。

達成

達成度

福祉避難所運営調整会議において、危機管理室による今後想定される災害の被害状況や日頃の備えなどについての防災研修を行いました。また、福祉避難所開設訓練を実施した施設からの報告により、参考となる取組や課題点などの情報共有を図りました。

災害などの停電時に、固定電話が使用できない状況を想定し、各施設の緊急時における連絡先の整備を行いました。

新たに1施設を福祉避難所に指定し、 備蓄品の配備を行いました。

達成



総合評価・総括

災害時要援護者名簿については、半年ごとに新規対象者などに同意確認を取り、名簿の更新を行っています。現在、名簿提供についての協定締結地区は6地区であり、アンケート調査の結果を基に協議を進めるなど、更に協定の締結数を増やしていく必要があります。これまでは協定を締結した地域支援組織に対して、名簿を提供するだけに留まっていましたが、今回の地域福祉市民フォーラムでは、支援者として先進的な取組を行っている地区の事例を紹介しました。引き続き、災害時要援護者の支援体制の構築に努めます。

福祉避難所については、新たに1施設を指定し、現在29施設の指定となりました。これまでに11施設が福祉避難所開設訓練を実施しており、福祉避難所運営調整会議において、訓練での参考となる取組や課題点などを報告していただく事で情報の共有を図っています。また、災害などによる停電時に、固定電話が使用できない状況を想定して、緊急時における連絡先一覧表を作成し、施設間同士の連携も図れるように整備を行いました。今後も、より確実に福祉避難所の開設ができるよう整備に努めます。

部(局)名

福祉部

生活困窮世帯の子供に対する寄り添い型学習支援の推進 重点課題

全体の達成度

生活困窮世帯の高校進学に課題を抱える子供に、寄り添い 型学習支援を行い、その子供の高校進学及びその後の円滑な 日指すべき方向 学生生活を実現することによって、将来への自立の促進を図 ります。

達成

(中期的な目標)

活動日標

生活保護受給世帯と生活困窮 世帯の中学生を対象とした、高 校進学のための寄り添い型学習 支援を実施する学習支援教室の 実施場所を2か所から4か所に 拡充し、参加できる中学生の人 数を増やします。

具体的な取組実績

平成29年度は、中学3年生33人、中学2年生 1人の合計34人が参加しました。

平成30年8月より、学習支援教室の実施場所を 2か所から4か所に拡充した結果、中学3年生27 人、中学2年生17人、中学1年生15人の合計 59人の中学生が、学習支援教室に参加することが できました。

また、引きこもり等による不登校や家庭環境等の 高校進学に向けての不安の解消を、子供達の様子や 悩みに対して寄り添いながら支援しました。

達成状況



達成目標

学習支援教室の利用者を60人 に増やし、参加した子供の学力 向上を図ります。また、学習支 援教室に参加した中学3年生の 高校進学率100%を目指しま す。



学習支援教室の利用者は59人にな り、学習支援を行うことで、学力向上を 図るとともに、利用者である中学3年生 27人は、全員高校進学を果たしまし

Д

達成度

達成

総合評価・総括

た。

今回、学習支援教室の実施場所を拡充することで、対象となる中学生については、中学1年生 から支援することが可能になり、利用者の学力向上と高校進学率100パーセントを達成すること ができました。しかしながら、引きこもりや家庭環境における課題から、そもそも学習支援教室 へ参加することに困難を抱える児童、生徒がおり、その支援に課題が存在しています。

それらの課題を解決していくために、関係機関との連携をより深めるとともに、貧困の連鎖を 防止するための生活困窮世帯の子供への学習や生活支援事業の充実に努めます。

重点課題 3

介護保険制度の安定的な運営

全体の達成度

達成

目指すべき方向(中期的な目標)

を実施します。

介護人材の確保及び施設整備を進めることで、介護保険制度の持続可能な運営、質の高い介護サービスの安定的な供給の確保、介護給付の適正化を目指します。

具体的な取組実績

介護事業所の介護人材確保のため、本市とハローワークの共催で、9月と2月に合同面接会を開催しました。 介護サービス事業所の既存職員の職場定着及びスキルアップを目的として「介護資格取得支援事業補助金」を新たに創設し、介護事業者の支援を実施しました。

地域密着型サービスなどの施設整 備を進めます。

活動目標

介護サービス事業者とのマッチング

• 既存職員のスキルアップや職場定

着に向けて、介護サービス事業者に

対する資格取得支援を実施します。

介護人材の確保を進めます。 ・ハローワークと連携し、求職者と

・市有地等の利活用も含め、今後の施設整備のあり方についての方針を 検討します。

利用者が真に必要とする過不足の ない介護サービスを適切に提供する よう、介護給付の適正化を進めま す。 地域密着型サービスなどの施設整備を目的に、庁内関係部署と連携し、市有地の利活用に向けた検討を進めました。

 \rightarrow

介護給付費適正化支援システムを活用し、91の居宅 介護支援事業所の328件の請求について、請求の適否 を確認し、結果12の居宅介護支援事業所に対して、返還 を指示しました。



達成目標

求職者と介護サービス事業者とのマッチング事業を実施し、新たな介護人材を確保します。

資格取得支援事業として、資格取得に取り組む介護サービス事業者を対象とする研修補助制度を創設します。

今後の施設整備のあり方につい て、検討を進めます。

介護給付費適正化支援システムを 活用し、介護給付の分析を行い、適 切で質の高いケアプラン及びサービ スの提供につなげます。



達成状況介護サービス事業所の介護人材確保のため、本市とハローワークの共催で、9月と2月に合同面接会を開催しました。

介護サービス事業所の既存職員の職場定着

及びスキルアップを目的として「介護資格取 得支援事業補助金」を新たに創設し、介護事 A <u>達成</u>

達成度

 \rightarrow

 達成 **^**

 \rightarrow

用地における建物の除却について庁内関係部署と検討を進めました。 91の居宅介護支援事業所と適切で質の高

いケアプランを基に給付しているのか確認す

ることで、不要な給付は取り下げ、居宅介護

<u>達成</u>

支援事業所の資質向上による質の高いケアプラン及びサービスにつながりました。

達成

総合評価・総括

本市の介護人材にかかる需給推計の結果、2025年に約1,500人の介護職員の不足が見込まれています。この様な状況の中で、介護保険制度の持続可能な運営、質の高い介護サービスの安定的な供給の確保を目的に、ハローワークとの共催で合同面接会を実施し、介護人材を確保しました。また、既存職員の職場定着やスキルアップに向けて、「介護資格取得支援事業補助金」を新たに創設しました。

今後、更に厳しくなるであろう介護人材不足の状況に対して、新たな事業者支援を実施することで、介護保険制度の持続可能な運営の実現を目指します。

居宅介護支援事業所とケアプランやサービスについて確認をするなかで、請求誤りや制度の解釈の違いなどを指摘することができました。その結果不適切な給付費の返還だけでなく、居宅介護支援事業所の資質が向上し、利用者の視点にたった適切で質の高いケアプラン及びサービスにつながりました。

重点課題 4

高齢者の地域での暮らしを支える取組

R

全体の達成度

目指すべき方向 (中期的な目標) 2025年に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域支援事業の推進を目指します。

一部達成

活動目標

介護予防・日常生活支援総合 事業の取組を推進します。

- ・「吹田市民はつらつ元気大作戦」の強化、普及啓発の推進を 図り、介護予防事業の評価・検 証を進めます。
- 通所型入浴サポートサービスの実施に取り組みます。
- ・吹田市高齢者安心・自信サポート事業の拡充に向けた検討を進めます。

生活支援体制の整備を進めます。

- ・コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センター職員の連携や、地域住民との懇談を通じて得られた地域課題を共有し、課題解決のための方策について検討を進めます。
- ・地域型生活支援コーディネーターの在り方について検討を進めます。

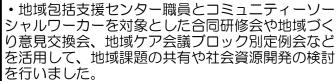
在宅医療・介護の連携推進に 向けた取組を推進します。

- ・すいた年輪サポートなびに医療情報資源を加え、広く市民や 医療・介護関係者の活用促進を 図ります。
- ・多職種連携のための研修会を開催します。
- ・地域包括支援センターが行う 在宅療養に関する相談支援のための研修等の技術支援に取り組みます。

具体的な取組実績

- ・吹田市民はつらつ元気大作戦のリーフレットを改訂し、フレイル予防に着目した取組を始めました。
- ・吹田かみかみ健口体操を作成し、口腔機能向上の取組を強化しました。
- ・15地域包括支援センター別の介護予防普及啓発 事業参加者数の評価・検証を行いました。
- ・通所型入浴サポートサービスを平成30年10月から開始しました。
- ・吹田市高齢者安心・自信サポート事業の拡充に向けて、介護保険サービス事業者にアンケートを実施しました。





• 「すいたの年輪ネット」において、地域型生活支援コーディネーターの必要性や機能等について議論しました。

・すいた年輪サポートなびに医療情報を加え、平成31年2月の事業者詳細情報へのアクセス数は、11.582件でした。

・多職種連携研修会は「看取り」をテーマに平成 31年1月17日は「施設での看取り」、1月24日に は「在宅での看取り」について開催。各々71名、 120名の参加がありました。

・平成30年10月から地域包括支援センターによる 在宅療養に関する相談支援業務を開始しました。適 切な対応が行えるように、9月に「認知症」、翌年 3月に「退院支援における院内の連携等」に関する 研修会を実施しました。





認知症総合支援事業の取組を 推進します。

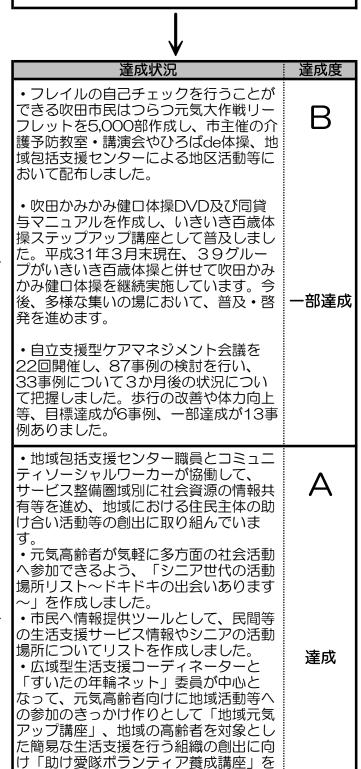
- ・認知症初期集中支援チームの 普及啓発、活動状況について評価を行うとともに、早期相談の 普及啓発を進めます。
- ・医療・介護・地域等とのネットワークづくり、認知症の人とその家族を支援するための連携推進、認知症ケアの質の向上を図るための取組を推進する認知症地域支援推進員の活動状況の評価を行い、実効性のある活動展開を進めます。

・認知症総合支援事業評価検討委員会を平成30年7月11日、平成31年2月13日の2回開催し、認知症初期集中支援チーム、認知症地域ケア向上事業について、平成29年度における活動の評価を行いました。



- ・はつらつ元気シートを活用したフレイルの早期発見・早期対応の普及啓発を進めます。
- ・吹田かみかみ健口体操等オリジナル介護予防体操のパッケージ化を行い、普及啓発を進めます。住民主体の集いの場にパッケージの周知を行い、いきいき百歳体操に取り組んでいる団体、街かどデイハウス、ふれあい交流サロン等の集いの場等の約30%の団体が取り組めることを目指します。
- ・自立支援型ケアマネジメント会議(多職種協働による事例検討)を22回開催し、自立支援の浸透、定着のため、新規事例を1回あたり4~5ケース、計99ケースの事例検討を目指します。また、検討した事例のモニタリング等により、効果検証を進めます。

・コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センター職員の連携を通じて、サービス整備圏域別の生活支援体制の整備が図れるように準備を進めます。元気高齢者が担い手となれる活動場所リストを作成し、活用を進めます。



実施しました。

- ・すいた年輪サポートなびの介護事業所登録率が平成29年度末で50%未満であることから70%を目指します。
- ・在宅医療介護連携のための医療・介護関係者の相互理解が深まるような取組を実施します。
- ・在宅療養に関する相談に対応 できるよう、地域包括支援セン ター職員対象の研修等の取組を 実施します。
- ・認知症初期集中支援チームにおいて対応した事例のうち、医療・介護サービスの導入に至る事例の割合として、モデル事業実施時の導入率60%を目標とします。
- ・認知症地域支援推進員の活動計画にもとづいて、定期的なプロセス評価を行い、着実な取組を実施します。認知症カフェについての市民啓発に取り組みます。

- ・すいた年輪サポートなびの介護事業所 登録率が平成31年2月末で67.4%でした。
- ・在宅医療介護連携のための医療・介護 関係者の相互理解が深まるような取組と して、「看取り」をテーマとした多職種 連携研修会を2回開催し、191人の参加 がありました。
- ・在宅療養に関する相談に対応できるよう、地域包括支援センター職員対象の研修を2回開催し、相談対応に必要な情報に関する書籍を配付しました。
- ・認知症初期集中支援チームにおいて対応した事例のうち、医療・介護サービスの導入に至る事例の割合は、医療89.2%、介護67.6%でした。
- ・認知症地域支援推進員の活動計画に基づき、毎月、ヒアリング及びプロセス評価を行いました。平成30年度の取組として、グループホームへのヒアリングを行い、その実態と課題について把握するとともに、認知症カフェのチラシを更新しその周知に努めました。

A

達成

Δ

達成

総合評価・総括

2025年に向けた地域包括ケアシステム構築のための基盤整備は、おおむね目標どおりに進んでいます。高齢者人口の増加に伴い支援を要する高齢者等に対応するため、引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業、生活体制整備事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業の推進に努め、介護保険制度の安定的な運営と市民・事業者に対する制度の周知及び理解に努めます。

また、地域包括ケアシステム構築の中核機関となる地域包括支援センターについては、地域を担当する15センターに加え、高齢福祉室を基幹型センターとして位置づけ、計16か所を整備しました。各センターは、公平、中立な運営とともに、相談対応力の向上、地域ネットワーク構築等の機能強化を図り、基幹型センターは、後方支援、総合調整に努めます。

部(局)名

福祉部

重点課題 5

障がい者相談支援体制の再構築

А

全体の達成度

目指すべき方向(中期的な目標)

障がい者が住み慣れた地域において健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るため、相談支援体制を整備及び強化し、福祉サービスの向上を図ります。

達成

活動目標

吹田市障害者相談支援事業の 委託型相談支援センターを抜本 的に見直し、相談支援体制の強 化のために事業を拡充し、相談 支援体制の再構築を進めます。

様々なニーズに対して、より 効果的に対応するため、委託型 相談支援センターの機能強化を 図ります。



今年度、11回にわたって相談支援体制のあり方に関する検討部会を開催し、事業者の公募を行いました。

具体的な取組実績



委託・計画・基幹各種相談支援機能の役割分担を 検討しました。

達成状況



達成目標

実績のある民間事業者を公募により選定し、市内6ブロックに各1か所の委託型相談支援センターを設置し、より専門性の高いサービスの提供を進めます。

基幹相談支援センター、委託型相談支援センター、計画相談支援をシター、計画相談支援事業所の役割を明確にし、 重層的かつ効率的に相談支援を行います。

委託型相談支援センターを評価するための評価システムを設計・構築します。



市内6ブロックに委託型相談支援センターを設置し、身近な場所で相談ができる環境を構築しました。また委託・計画・基幹各種相談支援機能の役割分担を明確化することにより、機能強化を行い

達成

達成度

 \rightarrow

委託相談業務にかかる仕様、評価内容 及び評価方法を見直し、再構築を行えま した。

Д

達成

総合評価・総括

ました。

これまで、基幹相談支援センター(市)、委託型相談支援センター(民間)、計画相談支援事業所(民間)が、それぞれの考え方で市民へのアプローチを行っていた相談支援業務ですが、市において業務を整理し、役割分担を明確化することで、簡易な手続きの案内から、障がい者虐待などの深刻な相談まで、幅広く、かつ、重層的な相談支援体制を構築することができました。

また、委託型相談支援センターの設置に当たっては、市内6ブロックに各1箇所の配置を行い、障がい者や家族が身近な場所で相談できる環境を整えました。更に、相談支援業務の質の向上を図るため、委託した相談支援センターの業務の実施結果を市が評価し、課題の解決などを通じて業務にフィードバックする、P(計画)D(実施)C(確認)A(見直し)の仕組みを設けました。

今後も、委託型相談支援センターの業務が円滑に行えるよう、市による助言や情報提供などの 支援を継続的に行い、障がい者や家族の思いにできる限り寄り添える相談ができるよう、施策を 進めていきます。